

「新型コロナウイルス感染症」に関する保険商品のお取り扱いについて

FWD 生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する、当社の保険商品における保険金・給付金、ご請求時のお取り扱い、商品付帯サービスについて、当面の間、以下のとおりとさせていただきます。

1. 給付金・保険金のお取り扱いについて (2022年9月12日更新)

1-①. 入院給付金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症を原因とする疾病はその他の疾病と同様、疾病入院給付金、疾病入院一時金のお支払い対象となります。

なお、疾病入院給付金、疾病入院一時金（疾病入院給付金等、以下同じ。）は、疾病の治療を目的とした入院に対してお支払いをします。医師の指示で医療機関に入院された場合は、新型コロナウイルス感染症の検査により「陽性」と判定されたか否かにかかわらず、お支払い致します。

また、次のような場合も疾病入院給付金等の対象としてお取り扱いしておりますが、2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、重症化リスクが高い方々に限って、疾病入院給付金等の対象としてお取り扱い致します。

<重症化リスクが高い方々>

- ・ 診断時点で65歳以上の方
 - ・ 入院を要する状態と、医師または保健所等により判断された方
 - ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要と、医師または保健所等により判断された方
 - ・ 診断時点で妊娠している方
- 新型コロナウイルス感染症以外の原因を含めすべての入院治療において、入院による治療が必要であったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響等による医療機関の事情により、「直ちに入院できず自宅での治療となった」、あるいは「当初の退院予定日より早期に退院をせざるを得なくなった」等の場合には、医師の証明書等(※1)をご提出いただくことで、自宅等での治療の期間や当初の退院予定日までの期間についても疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。
- 医師の指示により臨時施設等（医療機関と同等に見なせる施設）で医師の治療を受けた場合、医師の証明書等(※1)をご提出いただくことで、その期間についても疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。
- 医療機関・保健所・公的機関による新型コロナウイルス感染症の検査により「陽性」とされ、保健所または自治体の就業制限指示等により自宅療養等された場合には、保健所または自治体の証明書等(※1)をご提出いただくことで、その期間についても疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。
 - 新型コロナウイルス感染症に関する神奈川県「自主療養届出システム」にもとづく療養について、県が発行する「療養証明書（自主療養専用）」をご提出いただくことで、証明書に記載された療養期間のうち、ご自宅等で療養された期間についても疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。
 - 新型コロナウイルス感染症に関する兵庫県の「自主療養届出の登録」にもとづく療養につい

て、県が発行する「自主療養証明書」をご提出いただくことで、証明書に記載された療養期間のうち、ご自宅等で療養された期間についても疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。(ただし、神戸市に在住の方は対象外となります。)

- 新型コロナウイルス感染症による療養を行い、医療機関・保健所または自治体による証明書等(※1)(※2)に療養の終了日が記載されていない場合のお取り扱い
 - ・ 2022年3月14日以降の書類到着分以降のご請求で2022年9月25日以前の診断日のご請求については一律10日間療養したとみなし、疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。なお、療養期間が10日を超える場合は、終了日が記載された証明書等(※1)(※2)をご提出ください。
 - ・ 2022年3月14日以降の書類到着分以降のご請求で2022年9月26日以降の診断日のご請求については、「PCR検査等による陽性判明日」から「厚生労働省の定める解除基準に該当した日(保健所等から通知された療養の解除日=就業制限の解除日)」までの期間(以下、みなし療養期間)を入院給付金をお支払いする期間とみなし、疾病入院給付金等のお支払い対象といたします。また、療養期間がみなし療養期間の日数を超える場合は、終了日が記載された証明書等(※1)をご提出ください。なお、2022年9月26日時点では、厚生労働省の有症状患者の療養期間に準じて、みなし療養期間は、一律7日間となります。ただし、今後、厚生労働省の定める解除基準が変更された場合は、みなし療養期間にあわせて、入院給付金をお支払いする期間が変更となる可能性があります。

*ご契約内容によっては、入院給付金等のお支払いに、所定の入院日数が必要となる場合があります。

1-②. 通院給付金のお支払いについて

医療機関の事情等により、医療機関への通院に代えて自宅等で医師による電話診療またはオンライン診療を受けた場合、保険期間中の診療日について通院給付金の支払対象とします。(「新型コロナウイルス感染症」以外の治療も対象となります。)

1-③. 抗がん剤治療給付金等のお支払いについて

投薬の治療に対して給付金を支払う商品において、給付金のお支払には医療機関への通院が要件となっておりますが、医療機関の事情により、医療機関への通院がない場合でも、2回目以降の投薬の治療に対しては、給付金の対象としてお取扱い致します。

*初回の投薬の治療に対しては、通院をお支払いの要件といたします。

対象となる保険商品・特約・給付金

保険商品	特約	給付金
無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)	がん治療給付金特約(2017)	抗がん剤治療給付金
	がん疼痛ケア給付金特約(2017)	がん疼痛ケア給付金
無解約返戻金型がん保険	がん治療給付金特約	抗がん剤治療給付金

1-④. 特定感染症診断一時金のお支払いについて

医療機関・保健所・公的機関による新型コロナウイルス感染症の検査により「陽性」と判定され、保健所または自治体の就業制限指示等により自宅療養等された場合には、保健所または自治体の証明書等(※1)をご提出いただくことで、特定感染症診断一時金のお支払い対象といたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関する神奈川県「自主療養届出システム」にもとづく療養について、県が発行する「療養証明書(自主療養専用)」をご提出いただくことで、特定感染症診断一時金のお支払い対象といたします。

同様に、新型コロナウイルス感染症に関する兵庫県の「自主療養届出の登録」にもとづく療養について、県が発行する「自主療養証明書」をご提出いただくことで、特定感染症診断一時金のお支払い対象といたします。（ただし、神戸市に在住の方は対象外となります。）

1-⑤. 保険金等のお支払いについて

2020年3月13日『「新型コロナウイルス感染症」に関する保険商品のお取り扱いについて』にて、「災害死亡保険金・災害遺族年金・災害高度障害年金については、保障の対象外となります。」とお知らせしておりましたが、弊社の保有契約全体への影響を勘案して、次に記載する対象商品について、新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡もしくは高度障害状態となった場合に、災害死亡保険金、災害高度障害保険金または災害保険金（災害死亡保険金等、以下同じ。）をお支払いすることといたします。

・対象商品および特約

保険商品および特約	保険金	更新日
5年ごと利差配当付こども保険	災害死亡保険金	2020年4月24日
災害割増特約	災害死亡保険金 災害高度障害保険金	2020年4月24日
傷害特約	災害死亡保険金	2020年4月24日
団体定期保険災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金	2020年5月22日
団体定期保険傷害特約	災害保険金	2020年5月22日
団体定期保険災害保障特約	災害保険金	2020年5月22日
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金	2020年5月22日
団体定期保険こども傷害特約	災害保険金	2020年5月22日
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金	2020年5月22日

・対象期間

これからご請求いただく場合：上表に記載の更新日以降

これまでに支払事由に該当した場合：遡及して適用

・ご請求手続き

ご提出いただく死亡保険金等の請求に必要な書類（請求書、死亡診断書等）に記載された病名等で災害死亡保険金等のお支払いを判断いたします。

*以下の保険商品および特約における災害死亡保険金、災害遺族年金および災害割増遺族年金につきましては、持病をお持ちの場合でもお申込みいただきやすいように、健康状態に関する引受基準を緩和した商品または健康状態に関する医師の診査や告知なしでお申込みいただける商品であるため、COVID-19に感染および感染が疑われる方の新たなご契約が可能となってしまうこと、また、こうした商品性により今後COVID-19の感染動向がさらに拡大し保険事故の発生が多くなる場合には、弊社の財務に大きな影響を及ぼすことが懸念されるため、上記の特別お取扱いの対象外といたします。

保険商品および特約	保険金等
引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）（2012）	災害死亡保険金
引受基準緩和用災害割増特約（低解約返戻金型）（2012）	災害死亡保険金
引受基準緩和型収入保障保険（無解約返戻金型）	災害遺族年金 災害割増遺族年金

無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）	災害死亡保険金
無選択用災害割増特約（低解約返戻金型）（2012）	災害死亡保険金
災害保障重視期間付定期保険	災害死亡保険金

（注）ただし、上記の保険商品の死亡保険金または遺族年金において、COVID-19 を直接の原因として支払事由に該当する場合には、死亡保険金または遺族年金をお支払いいたします。

1-⑥. 特別条件付の保険契約の取扱い（給付金・保険金共通）について

特別条件が適用されているご契約のうち保険金削減支払法、給付金削減支払法、特定部位・特定疾病不担保法、および特定障害不担保法において新型コロナウイルス感染症によってお支払事由等に該当した場合にも、保険金削減等を行わないお取扱いに変更いたします。

（※1）宮城県・茨城県・鳥取県・佐賀県においては、2022年9月2日以降の発症または検体採取の場合、証明書等は以下の書類を含みます。また、宮城県・茨城県・鳥取県・佐賀県以外の都道府県においても同様に、My HER-SYS や紙の療養証明を発行しなくなる都道府県については、同様の取扱いといたします。

- ・ My HER-SYS の証明
- ・ 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
- ・ 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱いを含む）が記載されたもの）
- ・ コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書（被保険者名の記載があるもの）
- ・ PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く）など

（※2）2022年9月25日以前に診断された者で、厚生労働省の定める重症化リスクの高い方々に該当せず、My HER-SYS や紙の療養証明を取得できなくなった場合、以下の書類での請求を可能といたします。

- ・ 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
- ・ 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱いを含む）が記載されたもの）
- ・ コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書（被保険者名の記載があるもの）
- ・ PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く）など

2. 保険金・給付金のご請求について

その他の疾病と同様、当社の総合サービスセンターにご連絡ください。

総合サービスセンターお問い合わせ先
0120-211-901
※通話料無料・受付時間 平日9:00~18:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)

3. 商品付帯サービスについて

FWD健康サービスの「健康医療相談サービス」では、新型コロナウイルス感染症に関するご相談についても承っています。経験豊かな医師、保健師、看護師等を擁した相談スタッフが、24時間・年中無休で被保険者さま、同居のご家族さまの健康をサポートします。

FWD 健康サービスの詳細と対象となる商品については、当社オフィシャルホームページの当該リンクをご覧ください。 <https://www.fwdlife.co.jp/products/support-services/>

(注) FWD 健康サービスは、FWD 生命保険株式会社の業務委託先であるティーパック株式会社が提供します。

(ご参考) 新型コロナウイルス感染症に対するティーパック株式会社の対応方針

厚生労働省より各都道府県衛生主管部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に対する相談対応を行っており、新型コロナウイルス感染症の疑いがある方へは「各都道府県の受診・相談センター」を案内する事としています。

「新型コロナウイルス」は、まだ全容が解明されておりません。感染経路・潜伏期間・感染予防等のご相談については**厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った一般的な回答**となります。